

- 会員番号 : PE-0244
- 氏名 : 稲葉 光亮 (いなば こうすけ)
- 専門分野 : Chemical Engineering
- 保有資格 : PMP (Project Management Professional)



このたび、PE 登録体験の投稿にあたり、以下の項目に分け、ご紹介します。

(1) PE 取得の動機

私は、重工業会社のプラント部門に勤務しており、2015年8月現在、6年目です。元々、入社した時から、先輩がP.E.を所有しており、P.E.の名前は知っていました。入社3年目の時に、アメリカでの天然ガスの液化プラント建設の案件に関わり、Texas州の協力会社のオフィスで勤務したことがあり、その際に、協力会社側のマネージャークラスのほとんどがPEを所有しているのを見ました。また、工事サイトになる州のP.E.を外部から呼んでいるのを見て、アメリカで業務を行う上でのP.E.の重要性を感じました。この経験が、P.E.取得の大きな動機になりました。

(2) 登録州の選定

登録条件は、州により異なり、その内容は、JPEC 殿（日本 PE・FE 試験協議会）が公表している「各州の登録条件（NCEES によるまとめ）」で確認できます。州の中には、アメリカの SSN が必要なものもありますので、私は日本在住であり、このような州には登録できません。

<http://www.jpec2002.org/archives/001/201006/4c08cd37431eb.pdf>

そのような中、JPEC 殿が「州登録に関する追加情報について」を2013年12月に公表していることを知りました。内容は、JPEC 殿が Kentucky 州、North Carolina 州、Texas 州、Missouri 州、Mississippi 州と登録条件（SSN の有無、Reference の条件など）を取り決めたものです。これらの州について、登録条件的に問題のないことが確認できたため、ここから選ぶことにしました。そして、その中で、石油・ガス工業が盛んで業務の可能性があり、なおかつ、勤務の経験があった Texas 州を選びました。

<http://www.jpec2002.org/archives/001/201507/55ba13e398b79.pdf>

しかし、Texas 州の登録条件に TOEFL があり、TOEFL 対策の勉強を行ったのですが、点数が届きませんでした。登録活動を始め1年ほど経った2015年4月に、登録条件を再度見直し、結果的に登録先の州を Kentucky 州に変更しました。

(3) P.E.登録までの経緯

- 2010年4月 : 重工業会社のプラント部門に入社する。
LNG（液化天然ガス）関連施設の基本設計を担当する。
- 2010年10月 : F.E.試験に受験し、合格する。
- 2012年2月 : アメリカにてシェールガスの天然ガス液化施設の FEED 業務のため、Texas 州の協力会社のオフィスで勤務する。

- 2012年5月： 日本に帰国し、以降も、国内で上記の FEED 業務を継続する。
- 2013年4月： 企業内の関連会社に出向する。
以後、国内の医薬製造プラントのプロジェクトマネジメント部門で勤務する。
(上記の天然ガス液化施設の案件は受注)
- 2013年10月： P.E.試験に受験し、合格する。
P.E.試験の受験には「4年間の実務経験」が必要で、このときの私の実務経験は3年半でした。しかし、受験の条件をよく読むと、「大学院卒の場合、1年間の経験は免除される」という記述があり、学位が「大学院卒」だったので、1年分の実務経験は免除され、受験可能でした。
- 2014年3月： JSPE 殿主催の州登録セミナーに参加し、登録者の体験を聞く。
- 2014年4月： 登録条件と業務上の必要性から、Texas 州への登録を目指す。
以降、実務の現場出張の合間などに、Texas 州の登録作業および、登録条件の1つである TOEFL の勉強を行う。
- 2015年4月： 登録準備から1年が経ち、登録条件の1つである「TOEFL のスコア」を満たせず、登録先を Kentucky 州に変更する。
- 2015年6月： Kentucky 州から P.E 登録の Certificate を受け取る。
Certificate は、大事に額に入れて、自宅に飾っています。

(4) PE 登録に関する特記事項

① 州による必要な提出物の違い

私が登録を考えた Texas 州と Kentucky 州の登録に必要な書類（登録条件）の違いを以下 Table-1 に示します。

(2)項で示した JPEC 殿公表の登録条件に加え、提出書類が異なるので、自身の目的と州の登録条件を考慮し、登録先の州を決めることになるかと思います。私の場合、英語能力の証明書を提出できず、Texas 州への登録を見直し、Kentucky 州へ切り替えることになりました。

Table-1 Texas 州と Kentucky 州の提出物の比較

No.	提出物名称	Texas 州	Kentucky 州
1	申請書類・費用	○	○
2	業務経験書	○	○
3	Reference 証明書	○	○
4	倫理テスト	○	-
5	英語能力の証明書(※1)	○	-
6	NCEES 学歴評価	○	○
7	英文の卒業・成績証明書	○	○
8	FE・PE 試験結果	○	○
9	アメリカの就労ビザ(※2)	△	-
10	非犯罪者の証明書	○	-

※1 : TOEFL95 点以上のスコア、もしくは、学術・実務上の英語能力を示す証明書（アメリカ人上司もしくは会社による推薦状）

※2 : 2014 年 4 月頃に、要否について Texas の州ボードに問い合わせたところ、就労ビザがなくても、登録申請は可能という旨を頂きました。

②NCEES の Credential Evaluation 入手

Credential Evaluation は、その名の通り「学歴審査」で、ほとんどの州で提出が必要となります。審査対象は大学時の講義内容で、この内容を NCEES（National Council of Examiners for Engineering and Surveying）を送付し、審査されることになります。

NCEES による審査は英語で行われるので、大学在学時の講義シラバスの英訳がなければ、自身で用意しなければなりません。私は時期的な重なりもあったのですが、ゴールデンウィーク中に集中してシラバスの英訳を行いました。

また、JSPE 殿で、作成したシラバスの NCEES 送付前の事前チェックを目的とした「PE 登録申請における NCEES 学歴評価支援サービス」を提供しているので、活用するのも 1 つの方法かと思います。

https://www.jspe.org/member/pdf/NCEES_EES_Guide.pdf

③Reference 証明書

Reference は、Kentucky 州の場合、「3 名必要であり、内 1 名は日本の技術士で良い」とあります。1 名は、直接の自分の上司で、技術士の資格を持っており、Reference をお願いしました。他の 2 名は、社内で登録 P.E. が見付き、何度かお話をし、自分を知ってもらい、Reference になってもらいました。Texas 州の協力会社の方に、Reference をお願いしましたが、オフィスでの勤務が 3 か月程度であり、「その程度の期間では Reference を提供することはできない」と言われ、断られてしまいました。

(5) 所感

P.E. という 1 つの資格の取得について思うことを、最後に記させていただきます。

現在、国内のお客様向けの仕事をっており、私はアメリカの仕事をしていません。そのため、P.E. の有無は業務上、影響ありません。しかし、P.E. 登録の過程で、P.E. 制度の歴史や理念を学び、倫理や責任といったものを確認する機会だと思っています。それは、Engineer's Creed の中で述べられており、各州の P.E. 法の中でも明記されているからです。企業の中で業務を行っている、内向き（閉鎖的な方向）に視点が移ってしまいがちなので、そういった状況を予防する 1 つのきっかけになると思います。

-以上-